

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、負傷により通院していた期間の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円の賠償が認められたほか、原発事故前は自家消費用の米、野菜を栽培していたこと等を考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた27万円とは別に、平成23年3月分から平成29年12月分までの生活費増加分として57万円が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び損害期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 生活費増加費用（食費増加分）
（平成23年3月11日～平成29年12月31日）
- 2 精神的損害（日常生活阻害慰謝料・増額分）
（平成23年12月1日～平成24年2月29日）
- 3 財物損害（北海道民芸タンス（和・洋セット））

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり、合計金710,000円の支払い義務があることを認める。

記

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 生活費増加費用（食費増加分） | 金570,000円 |
| 2 精神的損害（日常生活阻害慰謝料・増額分） | 金90,000円 |
| 3 財物損害（北海道民芸タンス（和・洋セット）） | 金50,000円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和元年7月23日

（仲介委員 鍬竹 昌利）